

## 監査意見及び学会運営課題への対応策について（案）

自治体学会理事会

### はじめに

2018年度決算に対する監査意見を受け、2019年度第1回評議員会、2019年度総会において、特別財産基金のあり方や学会の運営体制などについて意見が交わされた。

また、これに先立つ2018年度第2回評議員会においても、決算状況を踏まえ、会員数減少に対する警鐘が鳴らされるとともに、今後の学会運営に対して検討を行うべきとの意見が多く出されたところである。

理事会として、今般の監査意見に対する見解及び改善案を示すことと併せ、学会運営に対する課題についての方針を取りまとめた。

なお、検討に当たっては、総務部会で分担して行うとともに、他の部会での検討内容も踏まえて取りまとめたものである。

短期的課題については早急なる見直しを実施し、中長期的な課題に対しては、会員の総意を尊重しながら、また、学会全体としてこの危機感を共有し、検討を進めていきたいと考えている。

### 基本方針

対応策の検討にあたっては、以下のことを基本認識とした。

- ・自治体学会は強制加入のもと構成される組織ではなく、自治体学会の趣旨に自発的に賛同する会員により構成される「志縁組織」である。
- ・自治体学会は、多くのボランティアスタッフの協力のもとで成り立っていると同時に、会員の会費により会員相互扶助・相互信頼の精神により運営されるものである。
- ・学会運営は、事務局体制が常勤職員不在の中、多くのボランティアスタッフの協力のもとでなされていることを踏まえ、実務上、実現可能な改善案とする。
- ・また、今後の安定的な学会運営を目指し、自治体学会の経営改善方策を具体的に取り組んでいくこととする。

### 監査意見に対する見解及び改善策について

#### (1) 決裁・専決関係事項

##### 監査意見(1)

支出にあたって、支出何など理事長等の決裁行為が無く、事務局担当者の裁量で支出が処理されていた。内部統制を適切に実施する観点からも、理事長又は理事長から委任された理事などが支出の適否を管理し、決裁行為を確実に実施するべき。

### 【見解及び改善策】

予算案として総会で承認されたものを予算通り執行する場合は、事務局で執行するものとする。ただし、現在の支出伺書について、確認印欄の追記など様式を変更し、定期的に総務部会の確認を行う。

予算額を超過する場合、また、予算化されていない突発的な支出のうち、あらかじめ予算の附則で承認を得た金額（20万円程度で設定）以下の支出については、事務局の判断で支出することができることとする。なお、この場合は、事後に理事会に報告するものとする。

### （2）契約方法の在り方

#### 監査意見（2）

10万円を超す印刷物の支出に関して、前年度実績のある事業者との随意契約により経費が執行されていた。経費抑制の観点からも、10万円を超す程度の多額の支出に関しては、当初の検討比較から5年以上経過しているため、改めて、複数の事業者から見積りを徴収し、競争による契約を実施すべき。

### 【見解及び改善策】

これまで、新規の支出については複数の事業者から見積もりを取って比較検討し、契約相手先を決定してきた。

10万円を超す支出に関するものは、必要に応じ、概ね5年を目途に見積りを取ることにする。

### （3）基金の在り方

#### 監査意見（3）

特別財産基金について、2018年度決算においては、732万円余と、支出決算額の7割以上もの額が計上されていた。当該基金は、将来不安のために留保されている色合いが強いように見受けられ、その様な多額の資金を内部留保しておくことは適切とは言えない。公益法人の指導監査の基準などを参考として、年間支出額等の30%程度以下に留めるべきである。

### 【見解及び改善策】

特別財産基金については、現状の水準は妥当であると考え。決算額の一定の割合を内部留保するという考え方は当然必要であるが、その額について、ある程度の財政規模の場合、一定の率とすることが妥当であっても、本学会の場合30%程度で十分と言えるような規模ではない。

特別財産基金は最初の神奈川県が事務局を担っていた時代に、「自治体学会は自前の事務局を持つべきであり、そのための経費（家賃、人件費等）を蓄える基金が必要」との考え

から設置された。

神奈川県から埼玉県に事務局を引き継いだ後、埼玉県でも引き続き積み立てを行った。積み立てにあたっては、積立額を支出予算に計上し、当時、将来独立した事務局を持つときの費用に充てるための基金と説明し、総会で承認を得ていた。

想定していたのは、事務局とする部屋の購入または借り上げ資金であった。不動産を念頭としたので、「特別財産」という名称となっていた。

その後も基金の積み立ては続き、群馬県が事務局を担っていた最終年度時点で、基金残額は750万円程度であった。

事務局委託等を検討した20年委員会では、それまで支出科目になかった「事務局委託料」を約350万円と見積もり、基金を利用しても3年もたないと思われることから会費値上げを提言した。

その際、会費値上げに対応するサービス拡充も併せて行うこととし、支出増は450万円程度と想定し、会費値上げ分で約300万円を充て、不足する150万円は基金から毎年度取り崩し、5年程度しのご間にさらなる改善策を考えようということも提言した。

この文脈から事業・経費緊縮策や、逆に、事業・会員拡大策などの検討も行われた。

しかし、会費値上げ後は、単年度収支の黒字が続き、基金の取り崩しはなく、そのため、大きな改善策は決断、断行されなかった。

このような経緯を踏まえると、当該基金は、単なる内部留保ではなく、固有の事務局事務所を確保できていない現段階では、収入支出とは独立した現在どおりの基金として引き続き管理せざるを得ない。

また、基金の在り方については、中期計画の検討結果も踏まえて、総会において意思決定すべきである。

#### (4) 中期事業計画

##### 監査意見(4)

内部留保の存在は、会員の減少などの本会の将来不安が大きな要因であるように思料される。本会の財務上の将来不安に対応し、内部留保を適正な水準に引き下げていくためにも、5年程度の中期の事業計画及び収支見通しを立てた上で、来年度予算案を提案すべき。

##### 【見解及び改善策】

本会の財政状況について、会員が共通認識を持つようにする趣旨で、今後5年程度の中期収支見通しを踏まえた上で、2020年度予算を提案する。

なお、中期事業計画については、現状の会員数の減少に鑑み、具体的な収入の増加策と支出の削減方策の検討を始めることとする。

#### (5) 決算額超過

##### 監査意見（5）

「大会開催経費」の「企画部会費」の支出について、予算額より決算額が超過している。任意団体の会計において、決算額が予算額を超過することは、必ずしも禁止されていることではないが、旅費等の事務的性質の経費において20万円を超す多額の超過は、予算が総会で会員の承認を得たものであるとの観点からも適切とは言えない。予算の範囲内での経費の執行に留めるか、もしくは的確な支出見込額を予算に計上しておくべき。

##### 【見解及び改善策】

大会開催地に応じた必要額を的確に見込み、予算に計上する。

ただし、予算作成時に開催地が決定していないなど、適切な金額の見積もりが困難な事情がある場合は、(1)記載の対応を行い、それによりがたい場合は、理事会の承認を得て、必要に応じて他科目から流用、予備費を充当する。

#### (6) 大会参加者の減免の在り方

##### 監査意見（6）

大会参加費に関して、パネラーや企画部会員などについては、支払いが免除されている。適正な収入の確保、大会における会員からの参加費徴収の平等性の観点からも、大会参加費の免除の範囲については、最低限の人数に留めるよう、見直しを図るべき。

##### 【見解及び改善策】

大会参加費の免除の範囲については、来年度以降、検討を行う。

全体として抑制を図っていくが、運営協力者（ボランティア）など、開催地の状況に応じた対応が必要である。

#### (7) 部会員数の在り方

##### 監査意見（7）

自治体学会細則において、「各部会は、10人程度で構成する。」と規定されているが、現時点での企画部会は18名で、細則規定との間に齟齬が生じている。細則を改正するのか、企画部会員の数を減らすのか、細則と企画部会員数との整合性を図るべき。

##### 【見解及び改善策】

細則規定と実態とのかい離を解消するため、また、各部会の今後の活動や大会開催地による変動へ対応できるよう、細則規定を「各部会は、10人程度で構成する。ただし、理事会の承認を得て、必要に応じた増減員を可とする。」に改正する。

#### (8) 事務局職員報酬の決め方

##### 監査意見（8）

事務局担当者の報酬に関しては、一時間当たり1200円とのことであるが、明確に規定

されたものがない。安定した事務局体制の確保の観点からも、事務局担当者の報酬に関して、規定に明記するなど、明文化を図るべき。

**【見解及び改善策】**

事務局担当者の報酬については、現状の事務執行状況やこれまでの経過も踏まえ、しばらくは現状のままとし、支出基準で明記する。

また、見直しの必要が生じた場合、今後、必要に応じて改定する。

(9) 会計書類の保存方法

監査意見(9)

保管されている領収書について、感光紙のまま保管されているものが見受けられた。保存年限が10年と決められている会計関係書類として保存していくには、領収書のコピーを併せて保管するなど、保存年限に対応できる保存形態とするべき。

**【見解及び改善策】**

感光紙によるレシートはコピー等、複製して保管する。

今後の学会運営課題について

今後の学会運営に向け、中期収支見通しで明らかになった課題(会員減少に対する対策をどうするか、現在の事業規模・予算規模の縮減をどうするか)とともに、以下の論点を踏まえ、中期事業計画で検討を行っていく。

(1) 事務局と総務部会の連携の在り方

総務部会は、これまでも総会・評議員会の資料の事前チェック、議事録の作成、名簿管理やメーリングリストの管理への協力など、事務局の要請に応じて支援を行ってきた。引き続き、この態勢を維持することと併せ、特に会計処理に関して、定期的な確認作業を行うこととする。

(2) 学会運営スタッフの育成

3年前から事務局担当理事を配置するなど、事務局運営のフォロー、次期事務局を担う人材育成に取り組んでおり、今後も、事務局の強化を図っていきたい。また、一例として総務部会に「サポーター制度」(総務部会員とは別に、サポーターとして活動していただける会員を総務部会のMLに登録する)を設ける等、必要に応じて事務局の手助け、支援をお願いできるネットワークを構築する。

(3) 大会開催地の決定方法の改善案【別紙参照】

大会開催地については、常に2～3年後を見据えて早めに候補地の選定を行っていく必

要がある。

第 33 回堺大会から、これまでの都道府県との連携に加え、新たに政令指定都市との連携が行われたこと、実行委員会形式から学会と自治体との共催で行う実績もできており、引き続きさまざまな開催手法の可能性を探っていきたい。今後は、会員自治体、もしくは、会員が所属している団体（自治体、大学等）からの立候補による候補地選定も視野に入れていけないだろうか。

例えば、大学との共催等による開催を選択肢として想定した場合、地元自治体との関係の整理や政策研究交流会議の同時開催をどうしていくかといった課題があり、大会の在り方について議論が必要である。

#### (4) 経費の見直しについて

学会運営を行うにあたり、継続的に収入確保・支出削減策の検討を行う。

#### (5) その他

学会誌『自治体学』の発行、自治立志塾の開催、地域支援事業、投稿論文審査など、学会の主要事業についても今後の在り方を検討していく必要がある。

### まとめ

2018 年度監査意見を契機とした理事会、各部会における検討は、自治体学会の今後の運営について、改めて学会がおかれている事実を整理し、認識する機会となったが、事実認識を踏まえて、今後の対応策を検討し、実現するためには、理事会、各部会における取組、意思決定だけでなく、総会、評議員会における会員による意見交換、意思決定が必要である。

自治体学会が、学会の趣旨に賛同した会員一人ひとりの会費により運営される、同じ志を持ったものによる組織であることを踏まえ、本提案が、今後の総会等における自由闊達な意見交換に資するものとなれば、幸いである。